

電気工事業登録証の再交付

登録証を汚し、損じ又は失ったときは、再交付の申請をすることができます。

提出書類	汚した又は損じた場合	紛失した場合
登録証再交付申請書（様式第13）	◎	◎
登録証（原本）	◎	
誓約書		◎
手数料2,200円（県証紙）	◎	◎

◎印の書類が必要です。

様式第13 (第9条)

県証紙貼付欄 (消印を押さないでください)

登録証再交付申請書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日
× 再交付年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名
連絡先Tel

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 和歌山県知事登録第 号

2 再交付の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

私義、このたび電気工事業登録証の再交付申請にあたり、紛失した登録証を発見したときは、速やかに和歌山県知事に連絡するとともに、今後この様なことのないよう十分注意することを誓約します。